

第6章 計画推進にむけて

1. 計画の評価・見直し

○評価の時期

年度評価： 本計画の事業や取り組みについて、KDB 等も活用して目標の達成状況の評価し、次年度の保健事業の内容等の見直しを行います。

中間評価： 中間年度(平成 32 年度)に、評価指標に基づき進捗状況の確認と評価を行います。

最終評価： 最終年度(平成 35 年度)に、計画に掲げた目標の達成状況の評価を行い、数値目標を含めた計画の見直しを行います。

○評価方法・体制

保健課および町民課国保担当者を中心に、有識者として県央保健所関係者の参画により評価をします。また、島根県国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会における評価を受けて、見直しを行います。

2. 計画の公表・周知

・本計画は、町ホームページ等で公表するとともに、計画の趣旨や保健事業の実施等について、町広報やケーブルテレビ等により周知を図っていきます。さらに、関係機関や団体が主体となって実施する健康づくり関連イベント等においても、計画の周知を図ります。

3. 個人情報の取り扱い

- ・本計画を実施するにあたり得られる個人情報については、邑南町個人情報保護条例を遵守するほか、その他個人情報保護に関する法律等に基づいて取扱います。
- ・事業を外部に委託する場合も、同様の取扱いとし、契約の際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。また、業務によって知り得た情報についても、業務終了後も含め守秘義務を徹底するよう委託契約書に定めます。
- ・個人情報を取扱う職員も管理(書類の紛失・盗難等)に十分留意するものとします。